

平成17年4月1日

## 個人情報保護方針 (プライバシーポリシー)

一般社団法人佐賀県医師会  
会長 池田 秀夫

社団法人佐賀県医師会（以下「本会」）は、個人情報を保護することが佐賀県医師会定款第5条に定める事業活動の基本であるとともに、本会の社会的責任、責務であると考え、以下の個人情報保護方針を制定し、確実な履行に努めます。

### 1. 個人情報の収集・利用及び提供について

#### (1) 収集の原則

個人情報の収集は、目的を明確にし、事前に本人の同意を確認できる適切な方法で行います。

#### (2) 利用・提供の原則

個人情報の利用、提供は、法令の定めに基づき事前に明確にした目的の範囲内でのみ行います。

### 2. 開示、訂正請求等への対応

本会は、個人情報について本人からの開示の要求があった場合は、合理的な期間、妥当な範囲内で対応致します。

また、個人情報に誤り、変更があって、本人から訂正等の要求があった場合は、合理的な期間、必要な範囲内で対応致します。

### 3. 個人情報の適正管理について

本会は、収集した個人情報について、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩、紛失などを防止するために合理的な措置を講じます。

### 4. 法令及びその他の規範の遵守について

本会は、個人情報保護責任者を設置し、個人情報に関して適用される法令及びその他の規範を遵守します。

### 5. 個人情報保護・管理の継続的改善

本会は、監査責任者を設置して、定期的に監査を実施し、個人情報の保護・管理の見直し、改善に努めます。

個人情報に関する問い合わせ  
佐賀県医師会総務課（個人情報管理係）  
0952-33-1414

## 佐賀県医師会は個人情報保護に全力で取り組んでいます

佐賀県医師会は、入会申込書等により得た個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気付きの点は、本会庶務課（個人情報管理係）までお申し出下さい。

平成17年4月1日  
佐賀県医師会長

### 佐賀県医師会における個人情報の利用目的

本会は、入会申込書等に記載頂いた個人情報を次の目的に使用します。

- ◎ 佐賀県医師会の管理運営業務に利用します。
  - ▶ 会員の入退会・異動履歴の管理
  - ▶ 経理及び会費徴収に係る業務等
  - ▶ 医療事故・紛争処理に関する利用
  - ▶ 会員・医療機関の相互連携に関する利用
  - ▶ その他、佐賀県医師会の管理運営業務に関する利用
- ◎ 医道の高揚、医学及び医術の発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進するための次の事業に利用します。
  - ▶ 医道の高揚に関する事業
  - ▶ 医師の生涯研修に関する事業
  - ▶ 地域医療の推進発展に関する事業
  - ▶ 保険医療の充実に関する事業
  - ▶ 医業経営の改善に関する事業
  - ▶ 医師会相互の連絡調整に関する事業
  - ▶ 医学教育の向上に関する事業
  - ▶ 公衆衛生の指導啓発に関する事業
  - ▶ 地域保健の向上に関する事業
  - ▶ 医療施設の整備に関する事業
  - ▶ 会員の福祉に関する事業
  - ▶ 検査・検診・健診・健康増進の充実に関する事業
- ◎ 佐賀県医師会の附帯事業（佐賀県医師会成人病予防センター・佐賀県医師国民健康保険組合・株式会社佐賀医協・佐賀県医師信用組合）の目的達成のために利用します。
- ◎ 医療政策・医政活動の目的達成のために利用します。
- ◎ 行政等から委託を受けて行う事業等のために利用します。
- ◎ 日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会、その他の医師会及び各地域医師会連合会との事業協力のために利用します。
- ◎ その他、佐賀県医師会定款第3章「目的及び事業」に定める事項を達成するために必要な事業に利用します。

- 1 上記のうち、同意しがたい事項がある場合には、その旨を本会庶務課までお申し出下さい。
- 2 お申し出がないものについては、同意して頂いたものとして取り扱わせて頂きます。
- 3 これらのお申し出は後から撤回、変更等を行うことが可能です。

## 佐賀県医師会個人情報保護規定

### 第1 総則

#### 1 目的

この規定は、佐賀県医師会（以下「本会」という）の事業遂行上取り扱う個人情報を適切に保護するために必要な基本的事項を定めたものである。

#### 2 適用範囲

この規定は、本会の役員及び職員に対して適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の委託先及び労働者派遣法に基づく派遣労働者に対しても適用する。

#### 3 用語の定義

##### (1) 個人情報

会員等の個人を特定することができる情報のすべて。

##### (2) 役員

本会定款第28条で規定する役員を指す。

##### (3) 職員

本会の業務に従事する者で、正職員のほか、嘱託職員、派遣職員、臨時職員、パート職員を含む。

##### (4) 開示

会員等の本人または別に定める関係者に対して、これらの者が本会の保有する本人に関する情報を自ら確認するために、本人等からの請求に応じて、情報の内容を書面等で示すこと。

##### (5) 情報主体

一定の情報により特定される個人のこと。

### 第2 個人情報保護方針の策定等

#### 1 個人情報保護方針の策定

本会の会長（以下「会長という」）は、個人情報の保護・管理に対する姿勢を示し、役員及び職員に周知させるとともに、一般に公開するために個人情報保護方針を策定しなければならない。

方針に含む基本事項は以下の内容とする。

##### (1) 個人情報の収集、利用及び提供に関する事項

##### (2) 開示、訂正請求等に関する事項

##### (3) 個人情報への不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等の防止に関する事項

##### (4) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守する事項

##### (5) 個人情報の保護・管理に係る措置の継続的改善に関する事項

#### 2 個人情報保護方針の周知

会長は、本会の策定した「個人情報保護方針」を役員及び職員へ周知し、理解させる。

#### 3 個人情報保護方針の公開

「個人情報保護方針」の一般への公開は、佐賀県医師会報「医界佐賀」、佐賀県医師会ホームページ等による。

#### 4 個人情報保護方針の見直し

会長は「個人情報保護方針」を必要に応じ適宜見直さなければならない。

### 第3 個人情報保護管理体制

会長は個人情報の保護・管理を適切に実施するために、個人情報保護管理体制を定め、役割、責任及び権限を明確にしなければならない。

### 第4 個人情報保護の措置

#### 1 個人情報の収集

##### (1) 収集の原則

個人情報の収集は、本会が行う事業の範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。

##### (2) 収集方法の制限

個人情報の収集は、適法かつ公正な手段で行わなければならない。

#### 2 個人情報の利用

##### (1) 利用及び提供の原則

個人情報の利用及び提供は、情報主体が同意を与えた取扱細則等で定める利用目的の範囲内で行うものとする。ただし、生命、身体、財産の保護のために必要な場合、情報主体の同意を得ることが困難であるとき等法令の定めによる場合は、情報主体の同意なく利用及び提供することが出来る。

##### (2) 目的の範囲外の利用及び提供

個人情報の利用及び提供を行う場合は、前項ただし書による場合を除き、事前に情報主体の同意確認を確実に実施しなければならない。

#### 3 個人情報の適正管理

##### (1) 正確性の確保

個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

##### (2) 安全性の確保

取得した個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等）に対して、合理的な安全対策が講じられなければならない。

##### (3) 委託先管理

本会が業務を委託するために個人情報を外部へ預託する場合、個人情報保護が損なわれることのないよう、適切な措置がとられなければならない。

#### 4 個人情報に関する情報主体の開示、訂正請求等に関する権利

情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応しなければならない。

開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内に速やかに対応し、訂正又は削除を行った場合は可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行わなければならない。

#### 5 教育・訓練の実施

個人情報保護管理責任者は、役員及び職員に教育資料に基づき継続的かつ定期的に教育・訓練を行う。

#### 6 苦情及び相談

本会は、個人情報の取扱に関する苦情及び相談窓口を設置し、苦情等の適正かつ迅速な処理に努める。

### 第5 内部監査

本会に監査体制を整備して、個人情報保護の運用について監査し、法令等の遵守を最良の状態に維持するよう努める。

#### **第6 規定の見直し等**

社会情勢や情報主体の意識の変化、施行状況、監査の結果等を考慮し、本規定等を見直すものとする。

本規定等を見直す場合は、常任理事会の決議を経なければならない。

#### **第7 各部署の細則等への委任**

本会内の各部署における個人情報の取扱については、それぞれの取扱細則等で定める。

#### **第8 附則**

- 1 平成17年4月1日制定  
平成25年10月31日常任理事会一部改正